

令和6年度第1回小牧市都市景観審議会議事録

1 開催日時

令和6年7月19日（金）14時00分から16時00分

2 開催場所

小牧市役所 本庁舎6階 601会議室

3 出席委員（名簿順）

瀬口 哲夫	名古屋市立大学名誉教授
萩原 聡央	名古屋経済大学教授
木村 哲也	小牧市議会副議長
大野 公大	小牧青年会議所
高原 元助	愛知建築士会春日井支部
中嶋 隆	小牧市文化財保護審議会
八木 裕介	小牧市観光協会
倉知日出美	小牧市女性の会

4 欠席委員

松浦 孝憲	小牧商工会議所
笹原 浩史	小牧市市長公室長

5 事務局

鵜飼 達市	小牧市都市政策部長
舟橋 朋昭	小牧市都市政策部次長
丹羽 智則	小牧市都市政策部都市計画課長
馬庭 貴彦	小牧市都市政策部都市計画課都市計画係長
立山 由紀子	小牧市都市政策部都市計画課都市計画係主任
野田 茜音	小牧市都市政策部都市計画課都市計画係技師

6 傍聴者

1名

7 会議内容

1 議題

(1) 小牧市景観計画の策定について

- ・景観計画の素案について

2 その他

【事務局（馬庭係長）】

定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日は、お忙しいところ、小牧市都市景観審議会にご出席賜り誠にありがとうございます。

ただいまより令和6年度第1回小牧市都市景観審議会を開催させていただきます。

本日の出席委員は、8名であります。したがいまして、小牧市都市景観条例施行規則第13条第2項により、本会議は成立いたしております。

また、小牧市都市景観審議会運営規程第5条第1項により、本日の会議は公開とさせていただきます。

次に、会議の開催に当たり、事務局を代表して都市政策部長の鵜飼より挨拶を申し上げます。

【事務局（鵜飼部長）】

改めまして、皆様、こんにちは。都市政策部長の鵜飼でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、ご多忙の中、また暑い中、本小牧市都市景観審議会にご出席賜り誠にありがとうございます。

また、委員の皆様方におかれましては、日頃より、景観行政にとどまらず、市政各般にわたりご理解とご協力をいただいておりますことを心から感謝いたしております。ありがとうございます。

さて、本市の景観でございますが、皆様ご承知おきのこととは存じますが、昨年6月に景観行政団体となりまして、これまで景観に関する様々な取組を行ってまいりましたが、これまで以上に力を入れていこうということで、取組を開始したところでございます。

そうした中、景観計画というのは従来ございましたが、そういった行政団体になったことによりまして、景観法という法律がございますが、これに基づく景観計画の策定に、昨年度、今年度かけて、2か年で策定を進めたいという考えのもと、取り組んでいるところでございます。

昨年度におきましては、計画の骨子の案をお示しし、この審議会で様々なご意見をいただいたところでございます。本日は、この計画の素案をご用意させていただきましたので、これに関するご審議、また、新しく小牧市の景観条例につきましても改定を予定しておりますので、こちらの案に対するご意見といったものをいただきたいと思いますと考えております。

本日、そういったことで予定させていただきますが、これまでどおり闊達なご審議をお願い申し上げます。会の冒頭の私の挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

【事務局（馬庭係長）】

続きまして、瀬口会長よりご挨拶をいただきます。

【瀬口会長】

こんにちは。

暑くなってきて、家を出るのが大変だなと思っております。

今、いろんな都市でクーリングスポットということで、図書館だとか市役所で、市民が家で熱中症にならないように、公的な場所が公開されています。喫茶店に行ってお金を払える人はいいいですけども、もうちょっと長い時間図書館なんかで過ごせるといいなということがあると思うんです。

小牧市は、幸い、新しい図書館ができて、あそこに大勢の人が集まれる空間があるように思います。

イギリスなんかだと、寒い冬が来ると燃料代を出す。暑い夏はないみたいですけども、暑い夏は冷房代を出す。それから、75歳以上の高齢者の家庭はBBCの放送が無料。だから、お金を配るだけでなく、制度としてそれぞれの人に優しくしようという政策があるみたいです。

小牧市は、これから景観法で積極的に景観に関してもやっていっていただけたらと思います。そういう市民が住みやすくするという中で、景観以外のことですけども、ぜひそういうことも考えていただけたらいいなと思いました。

よろしくお願いいたします。

【事務局（馬庭係長）】

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

本日の資料につきましては、事前にデータの送付及び紙資料の送付をさせていただいておりますが、議事日程の下段に記載のとおり、「資料1 小牧市景観計画の素案」、「参考資料1 小牧市都市景観審議会委員名簿及び事務局名簿」、「参考資料2 令和5年度第3回小牧市都市景観審議会 意見の対応」、「参考資料3 小牧市景観計画の策定ポイント」及び「参考資料4 小牧市景観条例（案）」となっております。

不足している資料がございましたら、お申しつけいただければと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきます。

以後の議事進行につきましては、瀬口会長にお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

【瀬口会長】

お手元の議事日程に従いまして進行させていただきます。

初めに、日程第1の議事録署名者の選任を議題としたいと思います。

小牧市都市景観審議会運営規程第7条第1項に基づき、私からご指名させていただきたいと思います。

本日の議事録署名者につきましては、八木裕介委員及び倉知日出美委員さんのお二人にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、日程第2でございます。議題（1）小牧市景観計画の策定についてであります。

事務局からの説明をお願いいたします。

【事務局（丹羽課長）】

議題（1）小牧市景観計画の策定について、私から説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

景観計画の策定ということで、昨年度からこの景観審議会にて、委員の皆様から貴重な意見をいただ

きながら計画策定の作業を進めてまいりました。

本日は、そうして作成いたしました景観計画の素案についてご意見をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

初めに、参考資料２であります「令和５年度 第３回景観審議会 意見の対応」をお願いいたします。前回の審議会にていただいた意見をまとめております。

まず、スマートインターチェンジ計画地について、都市計画マスタープランに広域交流拠点に位置づけられていることから、景観区域図に位置を明記しております。また、市内各インターについては、道路軸の景観として方向性を位置づけております。

少し飛びまして、意見の５つ目、建築確認との連動についてですが、景観規制について、建築確認の事前調査の段階で該当の有無は確認しております。

その他のご意見につきましては、後ほど素案の説明の際に併せて説明させていただきます。

いただきましたこれらの意見を踏まえ、景観計画の素案を作成しております。

それでは、資料１をお願いいたします。景観計画の素案になります。

なお、データで見られている方は、こちらの PDF ファイルではしおり機能を設定しておりまして、左上から２つ目のリボンのようなマークをクリックしていただきますと、章タイトルが表示され、そのページに飛ぶようになっておりますので、操作のしやすい方法で閲覧をお願いしたいと思います。

それでは、説明に入ります。

序章として、１ページから８ページまでとなっております。

本市は、先ほどもうちの部長からご紹介ありましたが、昨年６月に景観行政団体に移行したことで、景観法に基づく景観計画の策定が可能となりました。さらに、近年では小牧市まちづくり推進計画や小牧市都市計画マスタープランなどの上位計画や関連計画の策定などが行われており、これらの景観行政を取り巻く状況の変化等に対応するため、景観法に基づく景観計画の策定を行い、より一層積極的に景観行政に取り組むことを目的としております。

次に、９ページから、第１章として小牧市の景観特性となっております。

昨年度の審議会でもお示ししております本市の景観資源は、大きく分類すると都市を象徴する景観である象徴点のランドマーク、人が集まる場所の景観である結節点及び集中点のノード、地域を区分する景観である緑及び境界のエッジ、人が通る場所の景観である道、線及び軸のバス及びまとまりある地域ごとの景観である地域のディストリクトの５つに分類しております。

１１ページの景観資源図が小牧市における主要な要素を示したものになります。

また、１２ページから２０ページまでは、昨年度のアンケート調査の結果も踏まえ、景観形成上の問題、課題をまとめております。

次に、２１ページの「第２章 計画の理念及びテーマ」についてであります。

本市のまちづくりの指針である「小牧市まちづくり推進計画第２次基本計画」の都市ヴィジョンの一つに「魅力・活力創造都市」を目指しております。また、基本施策の一つに、市街地整備の展開方向として、中心市街地の魅力を活かし活気あるまちづくりや良好な工業系市街地の創出及び東部地域への関心を高め、人や情報のつながりを深めることとしており、景観についても一つの要素と考えています。

本市は、市街地には公園や街路樹、住宅の緑がつながり、田園地区から東部丘陵地には豊かな緑の景観が眺められます。また、本市の景観形成の大きなポイントである小牧山は、小牧山を眺めることも、小牧山から市内を眺めることも可能であります。

このような小牧山の景観をはじめとして、市内にある景観を守り育むために、「人と緑と歴史をつな

ぐ「魅力あふれる小牧の創造」を基本理念として定めております。また、テーマとして、「小牧のシンボルである小牧山の景観を守り、育む」、「地域の特性にあった景観を守り、育む」、「愛着や誇りが持てるように歴史の景観を守り、育む」、「緑とやすらぎが感じられる景観を守り、育む」、「市民、事業者、行政が協働して景観を守り、育む」の5つのテーマを定めております。

次に、22 ページ、「第3章 景観計画を定める区域」についてであります。昨年度の審議会でもお示ししましたが、市の全域にわたって良好な景観を守り、育んでいくために市全域を対象区域としております。

次に、23 ページから「第4章 良好な景観」の形成に関する方針についてであります。

特徴的なまとまりを形成している要素に着目し、まとまりある地域ごとの景観について、4つの地区として定めております。

25 ページをお願いいたします。

1つ目に、「住宅地区」として、住宅地の中でも身近に緑が感じられ、地域の特性を活かした街並みの形成を図るため、施策の方向性を「周辺と調和がとれた落ち着いた感じが感じられるまちなみの形成」及び「地域の特性や歴史が感じられるまちなみの形成」としております。

26 ページをお願いいたします。

2つ目に、「工業地区」として、周辺の住宅地や田園地等と調和が図られる緑豊かな景観形成を図るため、施策の方向性を「周辺環境と調和した潤いのある景観形成」としております。

3つ目に、「田園地区」として、身近に感じられる自然景観をテーマとして、田園と住宅等との調和に配慮した景観の形成を図るため、施策の方向性を「周辺環境と調和した田園景観の保全」としております。

27 ページをお願いいたします。

4つ目に、東部丘陵地区としてまとまりある緑と稜線との調和に配慮した景観の形成を図るため、施策の方向性を「山の稜線の景観保全」、「広がりのある田園地区の環境保全」及び「緑と調和した施設の景観創出」としております。

地区については、以上の4つになります。

28 ページをお願いいたします。

次に、道路や河川など帯状に景観の骨格や縁取りを形成する景観に着目し、4つの軸を定めております。

29 ページをお願いいたします。

1つ目に、「道路軸」として、歩行者、自動車利用者目線で景観に配慮した沿道景観の形成を図るため、施策の方向性を「高速道路から眺望できる遠景眺望の保全」、「インターチェンジ周辺や主要な幹線道路沿道における都市の顔づくり」及び「その他の幹線道路沿道における良好なまちなみ景観の形成」としてしております。

31 ページをお願いいたします。

2つ目に、「鉄道軸」として、車窓からの眺めや鉄道沿線の良好な景観の形成を図るため、施策の方向性を「駅前の景観形成」、「沿線景観、車窓景観の改善」としております。また、前回の審議会にてご意見いただいた鉄道駅について、景観の要素軸として「鉄道軸」に方向性を位置づけております。

32 ページをお願いいたします。

3つ目に、「河川軸」として、水辺に安らぎや潤いが感じられる景観の形成を図るため、施策の方向性を「堤防道路の適切な維持管理と河川空間の環境美化」、「地域特性を活かした景観の保全・改善」及び

「歩行者・自転車ネットワークとしての緑豊かな河川堤防道路の活用」としております。

34 ページをお願いいたします。

4 つ目に、昨年度の審議会での意見を踏まえ、「歴史軸」として、旧道沿いにふるさと小牧の歴史や文化が肌で感じられる景観形成を図るため、施策の方向性を「歴史的景観・生活景観」としてしております。軸については、以上の4つになります。

36 ページをお願いいたします。

次に、多くの人が集まる場所で、市内でも特に特徴的なエリアを形成する景観に着目し、2つのエリアを定めております。

37 ページをお願いいたします。

まず、「小牧山エリア」として、市のシンボルの小牧山の景観保全と小牧山周辺の市街地景観の質の維持を図るため、小牧山への眺望を、中・遠景及び近景、また、小牧山からの景観の、大きく3つに分け、施策の方向性を定めております。

1 つ目として、「市街地から小牧山への景観」であります。「小牧山を見通す視点場の整備と優良な眺望景観の保全」を施策の方向性としております。2 つ目に「小牧山近傍の景観」として、施策の方向性を「小牧山外周道路沿道及び小牧山緑地の景観保全」、「小牧春日井線沿道における沿道景観の改善」及び「城下町の歴史性に配慮した景観形成」としてしております。3 つ目に「小牧山からの景観」として、施策の方向性を「小牧山から眺められる市街地の良好な景観の保全・形成」及び「遠景眺望を活かしたシビックプライドの醸成」としてしております。

40 ページをお願いいたします。

次に、「中心市街地エリア」として、歩いて楽しめる中心市街地の景観の形成とやすらぎみちの良好な景観の維持を図るため、施策の方向性を「小牧駅と道路軸を活かしたシンボリック景観」とします。なお、やすらぎみちに関する景観の維持については後ほど改めてご説明させていただきます。

エリアについては、以上の2つになります。

45 ページをお願いいたします。景観区域図になります。

ただいま説明いたしました、4つの地域、4つの軸、2つのエリアを地図上に示しております。また、昨年の審議会にてご意見をいただきました主な用水や河川について河川軸とし、景観区域図に示しております。

46 ページをお願いいたします。

景観重点地区の選定といたしまして、地域の景観の特色を活かし、より良好な景観形成を目指して地域の同意を得ながら「景観重点地区」として指定することを進めております。現在、本市では、小牧駅から小牧山へつながる道路はシンボルロードとして整備がされており、小牧山へ訪れる歩行者を導く重要な役割を担っております。また、道路沿いの一部は小牧市都市景観条例で「都市景観形成重点区域」に指定しており、「やすらぎみち」と称しております。今後も市のシンボルである小牧山周辺の良好な景観を維持するため、本区域を「景観重点地区」としていきたいと考えております。

48 ページをお願いいたします。

第5章の「行為の制限に関する事項」についてであります。

建築物の基準について、各地区において周辺景観と調和のとれるように配慮するとともに、高さや意匠、形態、緑化及び照明についても配慮するよう努めることとしております。

49 ページをお願いいたします。

工作物及び開発行為の基準も、建築物と同様、周辺の景観に配慮し、全体に統一感のある意匠とし、

東部丘陵地区においては周辺の自然環境と調和するよう努めることとしております。

50 ページをお願いいたします。次に、景観重点地区における行為の制限についてであります。

行為の制限についてであります。4 階以上の建物の壁面後退や屋根や外壁の色彩について、及び工作物に対しては門や塀の高さ制限、駐車場についても周囲の景観を損なわないようにするものとしております。

51 ページをお願いいたします。前回の審議会での意見も参考に、基準を示しております。

届出の対象区域は小牧市全域とし、先ほど説明した景観区域別に基準を定めております。

届出の対象となる行為の表をご覧くださいと思います。

初めに、建築物の基準は、「住宅地区」「田園地区」及び「東部丘陵地区」の 3 地区については高さが 15 メートルを超える建築物、または建築面積が 1,000 平方メートルを超える建築物としております。

「工業地区」につきましては高さが 20 メートルを超える建築物、または建築面積が 2,000 平方メートルを超える建築物としております。「景観重点地区」につきましては、今までの基準のとおり数値での基準は設けず、届出対象は、建築物の新築、増築、大規模な模様替え等としております。

次に、工作物の基準であります。工作物も建築物と同様の地区分けであり、「住宅地区」「田園地区」「東部丘陵地区」の 3 つの地区につきましては、地上からの高さが 15 メートルを超える工作物、または 1,000 平方メートルを超える敷地に設置される工作物としております。「工業地区」につきましては、地上からの高さが 20 メートルを超える工作物、または 2,000 平方メートルを超える敷地に設置される工作物としております。「景観重点地区」につきましては、建築物と同様に数値での基準を設けず、工作物の新設、増設、または土地の区画形質の変更、木竹の伐採または植栽などとしております。

また、面積が 3,000 平方メートルを超える開発行為は全地区にて対象としております。

建築物及び工作物については、前回の審議会での意見によりまして、届出の対象となる基準を一部見直しております。

次に、「第 6 章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針」について、53、54 ページをお願いしております。

こちらの章に関しましては、昨年度の審議会にて説明した内容となっておりますので、説明を省略させていただきます。

55 ページから、「第 7 章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を提出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」について示しております。

屋外広告物については、現在、愛知県の屋外広告物条例に基づき許可申請を行っております。今後、本市の景観特性を活かした良好な景観づくりを行っていくために、本市独自の屋外広告物条例の策定推進を位置づけております。

また、屋外広告物の景観形成基準を設定し、配置や意匠、材料及び色彩について、周辺の景観に配慮した屋外広告物の設置を促します。

屋外広告物条例につきましては、来年度以降、審議会にてご意見を伺いながら定めていく予定となります。

57 ページをお願いいたします。

第 8 章の景観重要公共施設の整備に関する事項についてであります。

良好な景観の形成に重要な公共施設を景観重要公共施設とし、占用等の基準を定め、良好な景観の形成を図る制度となります。指定基準につきましては、①その公共施設自体が小牧市の重要な景観であるもの、②景観重要建造物、景観重要樹木等の優れた景観資源に近接し、それらと一体的に整備、改修を

行うことで優れた景観の形成が期待できるもの、③小牧山を眺望する視点場など優れた眺望景観を得られる場所、④地域シンボルとして住民や来訪者に親しまれているもののいずれかに該当するものについて、管理者と協議し、定めることとしております。

58 ページから、「第9章 計画の推進」についてであります。

良好な景観を形成していくためには、行政が担う公共空間に並行して民間空間での景観への配慮が必要不可欠であります。このため、市民、事業者、行政において、それぞれの役割を示しております。また、景観形成を推進するための実現方策を 59 ページ以降に示しております。

72 ページをお願いいたします。景観形成の進捗管理についてであります。

良好な景観を形成していくために、普及啓発の推進、制度の適切な活用や運用を長期的に継続することが大切であります。今後、市民意識調査の実施や届出の状況を整理し、景観施策の成果や効果を把握しながら、必要に応じて適宜見直しを行うなどの施策の進捗管理を行っていきます。

なお、最上位計画である小牧市まちづくり推進計画は、令和6年3月に第2次基本計画が策定され、関連計画である小牧市都市計画マスタープランと立地適正化計画につきましても、本年度末頃の改定に向け作業を進めており、整合を図る必要があります。本日委員の皆様からいただいた意見を反映していくとともに内容の修正をし、次回の審議会にはパブリックコメント案としての計画をお示ししていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

ただいま説明いたしました小牧市景観計画の策定のポイントにつきましては、参考資料3に概要をまとめておりますので、よろしくお願いいたします。

また、今回、計画の策定に合わせて条例を定める必要がありますので、併せて説明させていただきます。

参考資料4の小牧市景観条例（案）をご覧いただきたいと思います。

現在、良好な都市景観形成に関し必要な事項を定めることにより、小牧市を魅力ある美しいまちとすることを目的とし、小牧市都市景観条例を平成13年に定めておりますが、景観計画の策定に併せ、小牧市景観法に基づく小牧市景観条例を新たに策定いたします。現行の小牧市都市景観条例はこれにより廃止という予定となっております。

条例（案）といたしましては、先ほど説明した景観計画と同様の内容を定めております。

第1章は総則であり、説明は省略させていただきますが、良好な景観を形成するための目的等になります。

第2章としましては、景観法に基づく景観計画の策定について定めております。また、第2節として景観計画に係る行為の規制や第3節には景観重要建造物及び景観重要樹木について、第4節には景観重点地区の指定及び届出対象行為について新たに示しております。

第3章から第5章につきましては、現行の都市景観条例と同内容であるため、説明を省略させていただきます。

第6章は雑則となりますが、小牧市景観条例を定めるにあたり、現行の小牧市都市景観条例は廃止となりますが、2項から4項にありますように、現行で定めている「都市景観形成重点区域」、「都市景観団体」及び「都市景観審議会」については、本条例の「景観重点地区」、「景観団体」及び「景観審議会」とみなすこととしております。

以上、簡単ではございますが、議題（1）小牧市景観計画の策定についての説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【瀬口会長】

ありがとうございました。

前回のご意見への対応から、今回の景観計画の素案、小牧市景観条例の案等について一括で説明していただきました。

ご質問、どこからでも結構ですので、お願いします。

1 つずついったほうがよろしいですか。

前回の意見の対応からいきましょうか。

前回の対応は一緒だから、後でまた言っていただくとして、これでよしとして、資料1の景観計画の説明が課長さんからありましたが、ここはどうしましょうか。1章から追っていきましょうか。

【木村委員】

いいですか。思いついたので。

【瀬口会長】

思いついたところでいいです。そのほうがいいと思うんです。

思いついたところからどうぞ。

【木村委員】

素案の25ページですが、住宅地区の景観というところで、黒四角「周辺と調和がとれた落ち着きを感じられるまちなみの形成」で、次の2段目も「落ち着きを感じられるまちなみの形成」です。基本的には緑とかやすらぎというようなキーワードがイメージされるんですが、上とも重複している部分がありますし、この辺は私が見落としというか、この点に関して。

【瀬口会長】

説明をしてください。

25ページですね。違いがあるわけだから、違いが表題に。

【木村委員】

ええ。落ち着きを感じられるまちなみが重複しているのもあって、あれっと思って。

【瀬口会長】

どうでしょうか。

お願いします。

【事務局（丹羽課長）】

同じような形での表現の仕方になっていますので、特性に応じた書き方をしていきたいと思います。

【瀬口会長】

気持ちとしては、建築基準法という集団規定と個別の建築という感じですか。そうでもないでしょう。

まちなみを形成するというのが集団規定で、個々の建物が集合したときに調和がとれたようにしてくださいねと言って、2番目のところは、それぞれの個別の敷地、建物について落ち着きを感じられるようにするにはどうしたらいいのかということ。

だから、重複するとは思うんですけども、目的が違う。そういう感じですか。

【木村委員】

私も、どういうところで。

ちょっと重複していたので、あれっと思っただけなので。

【瀬口会長】

どうしたらよろしいですか。具体的にこうしたらどうかというのはありますか。

【木村委員】

恐らく適切な表現をまた考え直されるのかなと思っているんですけども。

【瀬口会長】

どちらに。タイトルか中身か。

【木村委員】

タイトルのほうです。

私の予想ですけども。

【事務局（丹羽課長）】

タイトルをもう少し分かりやすい形で。

特徴自体は、それぞれの住宅地だったりそれぞれのエリアとかのところで重複しているということで、質問にあったとおり、分かりやすいような内容に変えていきたいと思っています。

【瀬口会長】

よろしくお願いします。

1つ1つがよくても、集合してみると駄目という場合があるんです。

集合して同じものが並んでいる——同じというか、例えば上も下も緑化があるんだけど、集合して見る緑化と個別の緑化というか、その辺が区別されるといいと思います。

【木村委員】

そうですね。

【瀬口会長】

表題でその辺をもうちょっと区別すると、多分中身を入れていくときに自覚的に書けるんじゃないか。

【木村委員】

恐らくこの「住宅地区の景観」というタイトルで読んだ人が、こういう面でのまとめ方ということで3種類事例を出されていると思うので、その3種類が分かりやすく、ふっと懷に落ちるような、そういう表現がいいのではないかと思います。

【瀬口会長】

懷に落ちるような表現をお願いします。

【事務局（丹羽課長）】

検討します。

【瀬口会長】

例えば熱海なんか、熱海の町って2月になると梅の花が咲く。だから、住宅地に行ったとすると大体梅の木が植えてある。これは集団としての木なんです。でも、1軒1軒、たまたま行ったところに梅の木があるというのは、まちなみとはちょっと違う。

小牧でそういうところがあるといいですね。住宅地でみんなそろったような感じ。

例えば、町内でお花のコンクールをやっている町もあったと思うんです。それぞれの家の前に、その場合は町でしたけれども、町が花の種を配る。そうすると、町内ごとにそれぞれ自分の家の前にプランターか何かでずっと花を植えているんですね。その町は花があって何となく統一感があったり、みんながコミュニケーションしていると。

【木村委員】

所管されていますけれども、花いっぱい活動みたいなものものもやって、そういった団体さんが各地区で。例えば田県神社前駅のロータリーでもされていらっしゃると思いますので。

【瀬口会長】

それをこちらで少し明記して。

【木村委員】

書いたほうがいいのかもしいないです。

【瀬口会長】

そうすると、それで一つのまちなみのルールというか。

ほかにはどうでしょうか。

中嶋委員さん、お願いします。

【中嶋委員】

河川についていろいろと。

まず、10 ページですが、真ん中よりちょっと下ぐらいですね、「東部丘陵から西部地域へ流れる大山川をはじめ西部地域を流れる合瀬川など」というところですけども、まず、合瀬川は木津用水で、自然のものじゃないですね。

その下において、「本市において変わらない地形地物」、これはまずいので、何か表現を変えたと。新木津も木津用水も、江戸時代の初めに開削された用水ですよね。そのあたりが、この表現だとちょっと誤解を招くなというところが一つあります。

ここで引っかかって、いろいろ見ていったら、河川軸という絵がどこかにありましたよね。

32 ページですね。河川軸の景観というところがあります。ここでも、「本市には、一級河川である大山川や合瀬川、準級河川など多くの」というのがあるんですが、結局これ、一級河川に引っ張られているんじゃないかと思うんですね。

例えば河川軸。これ、一級河川を拾っただけじゃないでしょうか。違うようなら、また教えてほしいんですけども。適当なもの、やっぱり要らないものをもう少し取捨選択したほうがよろしいんじゃないかと私は思ったんです。

ついでに言いますと、例えば、合瀬川と書いてありますが、括弧で木津用水を入れるとか。新木津用水というのは薬師川の部分も含めて通っている。今の一級河川としては確かに薬師川ですが、これは新木津用水としたほうが歴史的にもいいんじゃないか。

といいますのは、小牧市の歴史にとって、木津用水、新木津用水は非常に大きなウエートを占めていますよね。小牧山の北側の台地というのは、江戸時代以前というのは村がなかった。それが、この用水を引いたことによっていろいろな新田、村ができたという歴史性も強調してもらえるといいんですけども。そういうことで、小牧市にとってすごく大きなものなので、単に河川ではないところもちょっと意識してもらえるといいのかなと思いました。

いかがでしょうか。

【瀬口会長】

お願いします。

【事務局（丹羽課長）】

河川の歴史のところについてはおっしゃられるとおりでございますので、そういった部分の要素を取り入れながら、一級河川にとらわれず、どういったものをここに載せていくかというところで考えていきたいと思います。

【瀬口会長】

この中に2級河川はないですか。全部一級河川ですか。

一級河川は国で、二級河川は県で、ここは準用河川ですね。3種類の河川があるわけだから、ここは一級河川だけじゃないでしょ。一級河川ですか。全部そう。

【瀬口会長】

そうですか。それならいいですけども。

それから、用水と河川だと管理主体が違うから、ほとんど河川と呼べるんですね。そうすると、用水を入れようとする、河川のある部分が何々用水というふうに歴史的になっているんですか。

【木村委員】

中嶋委員がおっしゃった新木津用水というのは木曽川から水を引いていて、途中で合瀬川というのは

旧木津用水で、交差しているところがあるんですが、32 ページの中央左上から新木津用水が流れてきておりまして、その右側から合流していくところが薬師川で、味岡のあたりで合流して、一部国道のように流れていきます。薬師川からもずっと木津用水になっていきます。

ただ、これおもしろいのは、下のほうで大山川とクロスしているんです。こちらも数年前に改修されたんですが。

ですので、中嶋委員がおっしゃっている、最初の河川という部分に関しては、合瀬川が入るところは水路で表現されているのかなど。水路の農業用水のことを含めて河川だけではなくて、水路と。

ただ、表現として分かりやすく河川軸と。河川水路軸とするか河川軸とするかというところで。

【瀬口会長】

用水を河川と言うことはあるんですね。それはいい。

愛知用水はあるけれども、あれは河川ではない。愛知用水は河川ではないね。

明治用水もある。あれは河川ですか。明治用水は複数の井筋があるけれども、河川はあるのかな。矢作川からもいつているからあるかもしれないけれども、基本的には用水ですよ。

そうすると、こちらは用水が河川になっているということによろしいですか。どうですか。

【中嶋委員】

歴史的には用水ですよ。それを一級河川として指定したかどうかについては、私は分かりませんが。

【瀬口会長】

今河川になっているんですかということです。

そうしたら、指定している。

【木村委員】

一級河川の図にちゃんと載っていますよね。

【瀬口会長】

そうですか。

そのところを区別して、新木津用水というものは一級河川として登場しているわけね。つまり、河川というのは起終点があるわけだから、起終点があるところがどこかで薬師川とか原川とか何かと合流するというときに、そこは新木津用水ではないのか、そうなのか。川は途中で名前が変わるので。

でも、管理上、木曾川という、上流から下流まで、起終点が決まっているわけじゃないですか。だから、この場合どうなっているかというのを正確にしてもらわないと、中嶋委員さんの疑問というものに対して明確にならないです。

【木村委員】

ここ数年来、新木津用水にあたる場所は、東海農政局といって農水省の出先機関が工事を管理していらっしゃるんです。薬師川と合流している部分、つまり味岡から下まで農水省が工事主体になっている。

【瀬口会長】

国土交通省とは違う管轄ですね。

【木村委員】

ええ。

【瀬口会長】

そうすると、河川というのは国土交通省で、農水省は農業用水じゃないですか。違うものじゃない。

【木村委員】

ただ、薬師川が合流している部分でもある。

【瀬口会長】

だから、重なっている部分というのはあるんですけども、基本的には用水と河川とは、委員さんがおっしゃったように管理主体が違うわけだから、まず別物だと。その上で、重なっている部分は当然、合流しているところもあるわけだから、当然あるんだろうというのは分かる。それを明確に書かないと皆さんが混乱するかも。

調べていただいて。

【中嶋委員】

私も、これ、引っかかって調べ始めたら、例えば新木津用水も薬師川と合流するところまでは一級河川ではないです。薬師川だけが一級河川です。薬師川の起点は犬山で、終点は一級河川大山川との交点となっているんです。だから、えっと思って。

そうなら、何も一級河川に縛られることなく、景観として重要だと思ったラインはどんどんしてしまえばいいし、これは無理だと思うのはやめてしまってもいいなと私は思ったんです。

やっぱり歴史的に重要なので、用水は用水として分かるようにしていただきたいなというのがあります。

【瀬口会長】

文章は、中嶋委員さんおっしゃるように、大山川は河川だと。準用河川があると。新木津用水は農業用水路と書いてあるから、一応区別しているんですね。

だから、河川軸なんだけれども、河川軸の中は、一級河川や二級河川、準用河川、農業用水路がありますよとなっているわけ。図で見ると、そこの辺が混乱するかなと。

【木村委員】

ただ、この素案の河川軸の意図は、どれも水辺空間ということで、水の流れるところがあって、その境界として、人々は、そこが一級河川か農業用水かというこだわりを一般の方はあまり持つ必要がないんじゃないかと思うのが、私の意見ではあります。

ですので……。

【瀬口会長】

さっきの趣旨と一緒にです。

【木村委員】

このまとめ方として、軸として、表現しやすく河川軸と。河川も用水もあるんですけども、河川軸としてしまうものに関しては、私はありかなとは思いますが。

【瀬口会長】

あるので、そういうふうにまとめているんですけども、何かそうすると皆さん落ちないので、表現を変えていただくと。これがいけないというんじゃなくて、考え方としては、流れる水辺空間を表現しているわけだから、それにはこういう種類がありますよと。

この文章は一級河川だけじゃないですね。そういうふうに整理していただくということでよろしいですか。図も変わりますかね。今のお話だと、新木津用水は、起終点は薬師川に合流するところにするんですかね。

書かなくてもいいですけども。

【木村委員】

図上の表現は間違っていない。

【瀬口会長】

いないですね。

それから、振り仮名を振ったほうがいいですね。アイセ川とゴウセ川、近くにある川が読み方が違うので。

【木村委員】

子供の頃からそうなっているので、アイセガワ。

【瀬口会長】

犬山へ行くと、何か違う呼び方をしたりするでしょ。だから、ちょっとその辺は配慮して。

【瀬口会長】

字が違うんですね。犬山のゴウセ川は字が違うんですか。——うなずいておりますけれども、そうですか。

まあ、振り仮名があったほうが、私的には。

ほかにはどうでしょうか。

どこからでもお願いいたします。

【木村委員】

別件で、本庄のほうに工業用地があって、近々認定されていくということで、これはパブリックコメントのタイミングになってくるかと思うんですが、この辺の図の更新はどう検討されているのかお伺いしたい。

【瀬口会長】

お願いします。

【事務局（丹羽課長）】

委員がおっしゃられたのは本庄・池之内のエリアで、今田園になっている部分が工業系の形で少し開発をされていくといった部分がございますので。

【瀬口会長】

45 ページ。

【事務局（丹羽課長）】

はい。ページでいくと、45 ページですね。

現在では田園地区という形になっておりますので、今都市計画マスタープランとかの改訂している最中でございますが、そういった予定もおっしゃられるとおりでございまして、今後工業系になっていくということで、そういった見直していきたいと思います。

【瀬口会長】

都市マスがまだ決まっていないんですね。

【事務局（丹羽課長）】

今年度末に策定予定です。

【瀬口会長】

そっち側で決まったら、こちら側も変更していただくということですかね。

【事務局（丹羽課長）】

そうです。

【瀬口会長】

あるいは、都市マスで候補地になっているんだったら、こちらも候補地と変更してもいいかもしれませんね。

【事務局（丹羽課長）】

そうですね。そちらとも合わせる格好で検討していきたいと思います。

【瀬口会長】

ありがとうございました。

ほかには。

【木村委員】

私ばかりですみません。

47 ページ、やすらぎみち、シンボルロードも兼ねるところですが、このあたりって、何年か前に電柱を地中化して、さらに景観に優しい活動を市のほうでしていらっしゃる。せっかくなので、そういったことを実施したとか、そういうのがあったほうがよろしいんじゃないかと思うんです。

どこかに書いてあると思って探したんですけども、すみません、時間がなくて見つけれない。

【瀬口会長】

どこかにあった気がする。どうでしょうか。電線の地下埋設。

47 ページも書いたほうがいいんじゃないかという。

【木村委員】

ここ、もしくは関連するところで、ほかにも。中心市街地も。

【事務局（丹羽課長）】

66 ページになると思うんですが。

【木村委員】

ありました。よかった。

【事務局（丹羽課長）】

こちら、上段の2つの目の「やすらぎみちは」というところに「小牧の顔と心をつなぐ、歴史的趣と調和した緑豊かなシンボルロード」を目指しということで、電線類の地中化のことも整備を行ってきましたという形での記載をしております。

【瀬口会長】

でも、これ都市景観団体の話だから、やっぱりこちらの 47 ページにもあったほうが分かりやすいですね。

【事務局（丹羽課長）】

はい。こちらにも、分かりやすいような表現を検討したいと思います。

【瀬口会長】

電線類の地下埋の話で、この計画には祭りが書いていないですね。どんな祭りが行われていてというのがないんですけれども。

賑わい空間というのは景観の一つだと思うんです。それで小牧市の祭りもいろいろ行われる。全市的なものと各集落で行われているものがあると思うんですけれども、それがあると。どこかで全市的なものなど紹介があって、山車が出るんです4台。山車のルートというのは、基本的には電線をなくしたいと各市が考えていると。小牧市も同じように、そういう皆さんが集まって賑わう空間については、電線は 22 世紀の小牧市にはないだろうとぐらいにしてほしいので、まずここで祭りを取り上げて、そうい

う場所の空間のあり方について考えておくと、そのことが景観重要公共施設の整備のときに、電線は地下埋を優先するように計画に書いてあるのではという認識が高まるじゃないですか。そういうふうにつなげていくことができないかと思うんですね。現在やっていることは書いてあるけれども、今後の計画があるわけだから、市の電線無電柱化計画というのは、何か前に聞いたような記憶があるんですけども、今策定されているんですか。

【事務局（丹羽課長）】

まだ公表はされておりませんが、道路課では推進の計画というのが進められていることは私も聞いています。

【瀬口会長】

そのときに、道路課というのは防災を考えて、まずそちらを優先して地下埋をする。これはある意味では当然です。

でも、景観を考えた電線の地下埋というのも、もう1つ重要な要素であるので。多分道路課は何も考えてくれないかもしれないので、こういう計画に入れておくように認識してもらわないといけないと思うんですけども、どうですかね。

【木村委員】

現実問題としては、コストがとてめにかかるということで、実際にシンボルロード周辺をやられただけでもまずは一歩だなとは、市民としては認識しているんですが。

やすらぎみちにつながる市街地のあの通りは、先生おっしゃるように、今度、8月には令和夏祭りということで踊りがされるルート。そして、秋葉祭の山車が4台通るルートでありますし、10月最終週にはパレードのコースの予定地にもなっているので、祭り軸での表現は、確かにおっしゃるとおりだなと思いました。

【瀬口会長】

丹羽課長さん、どうぞ。

【事務局（丹羽課長）】

私もまだ勉強不足ですけども、一部計画も、無電柱化の推進計画も少し見させてもらったんですが、景観に配慮したというところにつきましては、やすらぎみちの景観重点形成地区へ配慮はされておりました。

ただ、こちらについては、先ほど書いてあったとおり無電柱化が終わっているのが現状です。

【瀬口会長】

今後100年を考えたときに、まだ日本の状態は電線だらけの市街地しかないのかということを考えたら、どこの地から始めてもいいですけども、小牧市もその波に乗ってほしいなど。

お金がかかることですけども、どこだったか、要するに背割りの市街地であれば、後ろに電柱を持っていく場合もあるとか、古い町並みがあると軒下配線をするとか、景観と電線に関していろんな議論があって、いろんな工夫をしているわけですよ。

だから、小牧ならではの工夫をすとか、新しい区画整理をしたりするところで制度が変わっていくと思うんですよね。

なぜ日本でこんなに電柱がによきによきあるのかというと、貧しい思想なんです。欧米だと 200v の電線で地下埋をして、工事をほとんど、ケーブルをぴって入っただけ。日本は共同溝でお金がものすごくかかるものにして、それが水が出たらぐちゅぐちゅにつかっているんですけども、同じ人間がやっていることで、どうして結果が違うんだろうか。日本であると高くなるのか。それが分からないですね。

きっと変わるんじゃないかと思うんですよ。

発展途上国といわれる国だって、ほとんど電線がないじゃないですか。今、新しい市街地に。全部地下埋にしている。

ほかにはどうでしょうか。

どうぞ。

八木委員さん、どうですか。

【八木委員】

久しぶりでしたので。

35 ページですね。歴史的景観というところで、上街道に関してかなり細かく書かれて、ありがたいなと思っております。

この中で、下のほうに「歩いて楽しめる街道づくりとして、車道的美装化や歩行スペースの整備」というのがあるんですけども、これって、具体的にはどのようなことになってくるのかなと。美装化というのは、凸凹を平らにすとかいった意味の美装化でしょうか。それとも、景観的に何かきれいに色をつけたりすとか。それはこれから考えていくことかなと思ひながら。

【瀬口会長】

お願いします。

【事務局（丹羽課長）】

美装化という形での歩行スペースの整備ですので、通常黒舗装等でなく。美装化という形がどのようなものかという形の定義は、主観的にいろいろあるかと思いますが、一般的な黒の舗装等ではなくて、修景されたというイメージです。

【八木委員】

ありがとうございます。

【瀬口会長】

都市によって、土舗装をしたりね、土色の。それは犬山もそうかな。石張りのところもあるけれども、旧道沿いだったら、やっぱりアスファルトとかはないでしょ、土じゃないかということで土っぽくすとか。少しお金がかかるんです。

景観重要公共施設はそういう予算が上乗せできる制度になっているわけでしょ。市がやるから、補助金をもらうかあれですけども、つまり、位置づけがないところのお金をつけようなんていうことは行政上やりにくいので、補助金も出しにくいので、それなりの都市の中で景観をよくしようというところ

を位置づけしておいて。お金がないとできないですけども、ある時期に少しずつ整備していったら、22 世紀の小牧市は今よりもずっとよくなっているんじゃないか。22 世紀ですよ。という感じだと思うんです。

だから、いろんな都市の歩く散歩道みたいなところも、道路の端だけ整備してある。端だけ何かつけてあって、その道がそういう、特にここだったら旧街道ですよと表示したら。全部しなくても、部分的にしているところもあるんです。

だから、多分そういうことを考えたいと。そういうことですね。ぜひやっていただきたいと思います。チャンスが来たらね。

それでは、倉知委員さん、お願いいたします。

【倉知委員】

ちょっと内容的に違うかもしれないですけども、ふだん思っている疑問で。

河川というか、やはり県だ国だ市だということで管轄の違いがあるので。どうしても川の中に大きな木が生えていたりするところがあるんです。今、防災的なことで、急な大雨のときに対策はどうなっちゃうんだろうなということで。ほかのところとお話ししても、やはり管轄が違うから市ではどうしようもないよという話を聞くもんですから、何か本当に思うものがないところでそういう大水があつたり大きな木が倒れることによって人命も失われるだろうし。そういうことは計画とはちょっと違うかなとは思うんですけども、分かれば教えていただきたいなと思いました。

【瀬口会長】

お願いします。

【事務局（丹羽課長）】

委員がおっしゃったのは、大きな河川なので、河川の中とかいったところに木が生えたりして流れを阻害しているような形があつてというところだと思います。

確かに、大きな河川ですと県や国が管轄していたりとかいった形がございますが、実際にそういった阻害しているような木等々があれば、市役所にもご一報いただければ、管轄は違いますけれども、小牧市でいうと河川課とかいったところから上位の県や国へ、こういった形で阻害しているよというところ。すぐに対処していただけるかどうかというのはまた別の話ですが、まずは話を上げることが重要になってきますので、そういった一報があれば、また教えていただきたいと思います。

【倉知委員】

それ、市民の声で上げるよりも、やはり区長さんを通すという形のほうがいいんだよという話は聞いているんですけども、やはり区によっていろんなやり方があるので、なかなか難しくて。ただ単に井戸端会議で「困るよね」という話ぐらいにしかなくて多いものですから、どういうふうに持っていくのが一番いいのかなということを思っております。こういうふうに持っていっていったほうが多少はスムーズにいくよというお話があればいいのかなと思うんです。

【瀬口会長】

私よく分かりませんが、今は情報化の時代だから、昔みたいに、区長さんに話をして、忙しい

人が多いので、伝わったり伝わらなかったりするということがあると大変ですよ。だから、区長さんのルートはもちろんあるとして、きっと直接窓口があるんですね。インターネットで受け付けるのもあるんですか。——あるんだそうです。

だから、それを知らないとする、もうちょっと分かるようにしてください。

【事務局（丹羽課長）】

先ほどあった区長さんからというのは、区の代表という形で、工事申請とかいったのは区長さん名で出していただくと、市役所も、区からこうやって出てきているのでということで上にも上げやすいという話もあります。

ただ、今言ったお話の中、具体的な場所等、委員さんから言っていいただければ、私から河川課等に話だけでも上げていただくようにということはできますので、また後で。

【瀬口会長】

河川の場合も、管理者が全部やるというのも大変な時代になっているので、地元の人と、流域に住んでいる人と協働して、竹林なんか随分生えているところがあるみたいで、そういうところは地元と協定をして伐採していくとか。ごみの清掃なんかも、愛護団体というのが結構河川にもあって、やっているところがあるので、そういうものを、58ページの市民との協働のところに、景観というのは全部行政にやってくださいよというんじゃなくて、市民と協働しながら、快適な景観がある場所はより住みやすい、それから資産の価値も上がるかもしれない。

ごみごみしているところよりも、みんなが住みたいと思っている町は地価が高いんですかね。地価が高いと住みにくいかな。どうですか。

愛知県の長久手市が一番住みやすい都市と、先日新聞に出ていたと思うんですけども、交通が便利かどうか、大きい公園もあるし、大型店もあるし、景観も、区画整理をしっかりとされているのですごく整っているというイメージがあるので住みやすいということだと思ってしまうんですけども、そうすると、景観も整っているという町がいい町だということならば、市民も協力して頑張る価値はある。

ぜひいろんな情報でどんどん言ってあげてください。

この58ページはもっと充実したほうがいいですね。事例が後ろにたくさん書いてあって、いろんな団体、市民景観団体とか書いてあるので、もうちょっと具体的に景観を推進する市民との連携の仕方、市役所との連携の仕方みたいなものをここで具体的に。すぐ実現できないかもしれないけれども、こういう形で推進できますよというのがあると、今の御質問に答えやすい。皆さんの納得感も得やすいかなと思います。

事業者の方もそうだと思うんですよ。日頃の管理が重要なので、工場を造るとか何かやるときだけにいい景観じゃなくて、日頃のメンテナンス、木があるとか森があるとか、そういうのも広い意味で景観なので、そのことが協力しながら進めていけるといいですね。

お願いいたします。

高原委員さん、お願いします。

【高原委員】

先ほど話をされた景観という部分と、常々私は思っているんですけども、毎年、今の時期ぐらいになると、道路の脇の宅地から伸びてきた木とか草、雑草が、まめにやられるところはやってある

みたいですけども、ああいうのも、行政側から指示と言うとなんですけども、何とかしてくださいというような話はどうなのかな。

特に車でしょっちゅう行きますので、その道路沿いですよね。道路の脇の敷地の縁にある木とか、ガードレールから飛び出した木の枝とか雑草とかというのが、ああいうのが何とか。

【瀬口会長】

具体的にどんな感じなんですか。

【高原委員】

車がすれ違うときに、お互いが車をこすりたくないからという感じで中央に寄ってくるじゃないですか。そうすると、それが危ないので。

【瀬口会長】

木が、どういう関係があるんですか。

【高原委員】

えっ。敷地から道路にはみ出してきている。

縁石から、木や草が繁茂したりして。

【瀬口会長】

歩道から。

【高原委員】

歩道の縁石から出ている。

【瀬口会長】

それは道路のほうですね。民地じゃないね。

【高原委員】

この話が景観に関係するのかどうかは別としても、やっぱりそういうのも景観じゃないのかなと、常々私は思っているんです。

【瀬口会長】

街路樹と民間の樹木があって。街路樹は管理がなかなか難しいということで、今、少なくなっているんですよ。景観で考えると、民地の緑を増やすようにしたら、できたらいいなと個人的には思っています。そうすると、民地の木を邪魔者扱いにすると、民家の人は木を切っちゃいますよね。

【高原委員】

それはそうなんですけれども、道路にはみ出してきたやつを切るなどとは言えないでしょ。

【瀬口会長】

まずそれがあって、道路にはみ出す状態で、これが問題ですね。

【高原委員】

そうです。

【瀬口会長】

どういう状態ですか。

【高原委員】

要は、敷地から完全にはみ出して、道路に出ている。

【瀬口会長】

そういうのはやっぱり。

【高原委員】

だから、そういうのは何とか。

【瀬口会長】

さっきの区長さんと、市も入ってお話しして、道路の自動車の邪魔になるというよりも、歩行者にも邪魔になるかもしれないので、話し合いをしていただくということでしょうね。

どうぞ。

【事務局（丹羽課長）】

道路にはみ出たりして通行に完全に支障があるようなものは、民地等でも確かにそういった部分がある場合がございます。そういった場合は、道路にはみ出ていると、道路課から民地の方への指導とかいったものも一応行っていると思います。

ただ、今、管理が、民地の方も所在が分からないというところもございますので、調査をしつつ、そういった指導はしていけるとは思いますので、ご一報いただければと思います。

【瀬口会長】

空き家とか管理不全のものはしっかりやっていただくしかないんだけど、緑を増やそうとしたときに、植え方もやっぱり指導するべきだと。今言ったようなことが起こるんです。

最初に、道路際の敷地の端のほうに植えるから結局出ちゃう、大きくなった木は。だから、やっぱりある程度木の成長した状態を考えながら緑化をしましょうと。そうしないと、結局は町の中から木を切っちゃう。

日本の住宅は敷地が小さいということがありますよね。東南アジアの住宅地なんかに比べても小さいじゃないですか。欧米なんかに比べても小さいですから、そういうところに木を植える場合は、成長した状態をイメージしながら木を植えてもらう。そうすると、今のような苦情が出ない。苦情が出ると切っちゃうという悪循環にならないような管理の仕方というのを、今の意見を参考にするのはあり得ると

思う。

今出ちゃうものは対応するしかないですね。

【高原委員】

場所的にいいますと、本庄から四季の森の県道ですね、狭い道。本庄から池之内に行く途中です。私、毎日通っているんですけども、あそこはもうとにかくガードレールから飛び出てきて、大きい車が来ると大変だし、歩行者とか自転車は動けなくなっています。あの辺を調べていただけるかなと思っています。よろしくお願いします。

【瀬口会長】

大野委員さん、お願いします。

【大野委員】

内容に附随していない話になるかもしれないですけども、夜に限定する話にはなるんですけども、小牧に住んでいる外国人の方と話す機会がありまして。

夜が結構暗いという話。外に出るのがちょっと怖いくらいのことを言っていて。自分もそれを聞くまであまり意識していなかったんですけども、8時以降かな、中心市街地を一回見たら、確かに暗いというか、寂しいかなというのは感じたんですけども。

もちろん外国の方との基準の違いみたいな、これは個人の話になってくるんですけども、今、街灯とかいうのは、いろんな規定を踏まえてベストな形ということでよかったですか。増やせるとかあったりするんでしょうか。

【瀬口会長】

どうぞ。

【事務局（丹羽課長）】

市街地というか、駅前とかいったところのお話でしょうか。

【大野委員】

はい。

【事務局（丹羽課長）】

駅前等とかにつきましては、街灯等はまだあるほうだとは思いますが。当然田舎のほうへ行けばそういった照明灯、LEDの照明灯、今は防犯灯もLEDに変わってきてはいますが、ワット数のより少ない防犯灯という形になってきますので、夜は当然暗い状況の中でどの部分を照らすか。危ないところは照らすということでいけば、防犯灯とかいうこと。あと、交通安全上でどうしても交差点には夜にある程度の照明灯が欲しいといったような部分では、区長さん等々からの申請等をいただきながら、防犯灯だとか照明灯といった対応を個別にやっているような状況です。

一連で、全部この明るさというようなところではない状況です。

【瀬口会長】

夜景というのも、景観上重要な要素なんです。

今、夜が暗いというのと、どちらか。防犯上の暗さと中心街の繁華街みたいなところへ行っている程度の明るさが、賑やかさがあるというのと、金沢みたいに、観光客がスポットに光で誘導される、そういう光のデザインという世界もあるんですね。景観なんですけど。

だから、小牧市の場合は、おっしゃるとおり中心街の暗さですね。

【大野委員】

個人的には、ラピオが8時に閉まるんですかね。あそこが閉まったら、結構。

【瀬口会長】

中心街ですもんね。

【大野委員】

だからといって、街灯をいっぱいつける。それこそ、小牧山とかは景観をおろそかにしたら元も子もないないので、どうなのかなと。

【瀬口会長】

検討課題をいただきましたので、よろしくお願いいたします。

ほかにはどうでしょうか。

よろしくお願いいたします。

【萩原委員】

会長がおっしゃられましたところで、私も思ったところが。

第9章の58ページに、市民の役割として、身近な景観に対する意識を持ちというところがあって、多分後ほど話をするんだろうと思う新たな条例のところで、市民も協力しなければならない。例えば私たち市民が協力しなければならない、そして景観に対して意識を持つんだけれども、実際にどうやって意識を持ったらいいのか、なかなか分かりにくいところがある。だから、そのところで、市民が日頃から身近に景観に対して意識を持てるようにどうしたらいいのか分からないですけれども、答えがないですけれども、その点すごく大事なかなと思った次第です。これは全く答えがない意見です。

もう1点、これは注文です。

恐らくこれは、今後パブリックコメントを出して、市民の皆様から意見が出てくるであろうと思うんですけども、この景観計画の中で行為の制限に関する事項というのが結構ウエートがかなりあると思うんですが、今回、表で終わっているような気がするんです。

実際に、私たちに対してある程度の行為制限をかける部分に関し、この表を見てくださいと言われても、なかなか分かりにくいところがあって。この計画が策定されていく中で、私たちの行為にどういう形で制限がかかるのかというのが、ある程度、全国の調査は大変でしょうから、景観条例等が出来上がり、どういう形で私たち市民の行為が制限されるのかということを、本当に簡単な文章でもいいからまとめたり、何らか私たちにアピールできるもの、理解できる形にしてもらえるとありがたいかなと思った次第です。

そのほかは、これまでの審議会の議論を計画に十分入れてくださったような気がしていて。
だから、先ほど、私からは意見がありませんということでした。

【瀬口会長】

よろしいでしょうか。
何かありますか。

【事務局（丹羽課長）】

当然、住民の方の意識づけというのは大変重要だと思っていますので、どういった形で小牧の皆様に
景観に対する意識を持っていただくかというのを考えて、作成していきたいと思います。

【瀬口会長】

萩原先生が言われた住民の意識づけというのは、例えば 45 ページの図を見て、あまり関係ないと思
われてしまうと困るわけですね。

全市なので、私は地区別のものを作れないかと思うんです。地区別の、中心部、南、北、東と。今は
全市のシンボルみたいになっているけれども、桃花台を中心とした東部のシンボルってそれなりにある
んじゃないかと思うんです。ないかもしれないけど。

【木村委員】

一例を。

【瀬口会長】

どうぞ。

【木村委員】

大山川の上流にホタルの里というのがあって、シーズンはちょうど終わったところですが、ホタルを
見てもらおうということで、積極的にその時期に草刈り。大山川沿いの草刈りをされたり、ホタルを見
るシーズンにパトロールをされたりする。こういった活動をされている団体さんもいるので、先生がお
っしゃったように、市民は一方で担い手になるということだと私は解釈しているんですけども。

【瀬口会長】

自分のことですね。

【木村委員】

そうです。

【瀬口会長】

提案は、4つ5つの地区に分けて、それぞれの景観構造図を作っていただいて。だから、全体図と同
じものじゃ駄目で、作業が必要ですけども。

前から気になって、教えてもらったのは、古墳がたくさんあるところがあるじゃないですか、南の。

これは出てこないわけです。

でも、地域の人にとっては多分存在が大きいんじゃないかと思う。ブレイクダウンしたときには、身近なお寺、中心のお寺さんとか古墳とか、岩崎山の山とかも、小牧山以外にもぽこっとした山が、自分たちの中学校区ぐらいの大きさだと、何かあるように思うんです。

小牧市もやったと思うんだけど、校歌を集めて、校歌の中に歌われている川とか山とかを全部やってみて、それぞれが子供たちにとっての景観のよさだということからスタートした時期があるんですよ。

そういうことを考えると、もうちょっとブレイクダウンしたものを作って。そうすると、地域の人たちには、川の問題だと、自分の家の近くの川はすごく気になるわけですね。さっきのように、自分のよく通る道は気になるわけで。それがもうちょっとブレイクダウンすると、もっと、ぐっと身近になるんじゃないかと、それが作れるかどうか。

そういう目で、今度、その中で重点地区があつたり、景観行為の制限というものを、自分のところの住宅地がこれと組み合わせてみるなら。48 ページの重点景観地区、全市を見る前に、自分たちの身の回りを見るときに、この 48 ページの図を対応しながら見ていけばいいのかも。もうちょっと分かりやすいかと。全市と言われちゃうと、皆さん、ちょっとね。

というのがちょっと気になっていて、それをもっと作れないのかなということと、この並べ方が、順番がこれでいいのかなというのがありました。

50 ページに、景観重点地区の場合もちょっと気になるのは、景観重点地区が今後増えないのか増えるのか。もし増えたときには、この景観形成基準は同じか違うのか。あるいは、増えた場合は、景観形成基準のベースをこれにして、ちょっと変えたものを作るのかというのも、何かありそうだなとちょっと思ったんですね。

基本的に制限がかかるという意識があるとする、やっぱり定性的なほうが皆さんやりやすいわけですが、いろんな都市でやっている色彩の数値化。色彩なんかは、作る人が困っちゃうわけです。

「こんな色にしたいんだけど、それはどうだ」って市役所に来るわけです。市役所の人、これはいいですよとか言うんですかね。それで今度違う人が来て、「あの人のところはよかったんだけど、うちもこれでいいんだろう」と言われたら、「うん」と言わざるを得ないですね。ある程度のそういう……。

補足してくれますか。

【木村委員】

先ほどの事務局の説明で、その辺を基準化して、たしか来年度お話しされると言っていたような気がしたんですけども、いかがですか。

【瀬口会長】

だから、数値化を含めて、来年度ちょっと深めていただくんですかね。

【事務局（丹羽課長）】

まず、木村委員からありました来年度というのが、屋外広告物の基準等々は来年度から進めよう。この審議会でも審議をいただきながら、材質だとか意匠といったものも含めて検討していきたいと思っています。

【瀬口会長】

今の 50 ページのところ。

【木村委員】

会長が指摘されていた基準というものが具体的に検討されるということでしょうか、この年度内に。

【事務局（丹羽課長）】

先ほど会長からございました景観重点区域が広がるのかについてですが、今のところ、景観重点区域のエリアとしてはそのままの状態です。

【瀬口会長】

2つあったんです。

1つは、候補地ぐらいいは入れておいてもいいんじゃないか。つまり、景観の地区をもっとブレイクダウンしたときに、集落みたいところは、ある程度特徴がある集落があれば、そこは景観重点地区候補みたいにして、皆さんに認識してもらおう。指定してあるわけじゃないけれども、景観計画ではちゃんと位置づけをしてくれているんだなと地域の人が思ってくれたら、指定してくれよと言ってくるかもしれない。

指定したら何かメリットがあれば言ってくると思うんですけども、そういう候補地が一つあるといいなと。そうすると、景観形成基準が、この中身を今度どうするかということで、木村委員さんがおっしゃったように、今年度の中でまとめるのか。来年度は広告だから、今年度でまとめる形ですよ。

その際に、ある程度数値化できるものは数値化をする。

駐車場なんかを見ると、形状、色調、材料は市民の景観を損なわないものとするを書いてあって。工作物の場合はそうかな。駐車場は工作物なのかな。こっち側の行為に関する基準で、駐車場があったような気がした。駐車場は、可能な限り緑化に努めると書いてあるわけ。

これは全部にかかるわけですか。それとも、こっちは考えなくていい。50 ページの駐車場、景観重点地区になったら、緑化を考えなくていいということはないでしょう。こっちは緑化と書いたほうがいいのか。

50 ページと 48 ページを比較していますけれども、48 ページの外構の部分に、駐車場は……直接見える場合は可能な限り緑化に努めると書いてあるんですね。今度、重点地区になると書いていないわけです。そこに申請しようとする人の戸惑いが生じそうだなと。どっちにも、工作物に入れるかどうかは別。立体駐車場のことかな。

区別、文言をちょっと検討してほしいなと思うんですよ。

【事務局（丹羽課長）】

全域の住宅地区、重点地区等々のところの駐車場と重点地区であればより重点地区です。

【瀬口会長】

と思うけれども、書いていない。

【事務局（丹羽課長）】

そうですね。

なので、その辺の整合性を取りたいと思います。

【瀬口会長】

よろしくお願いしますね。

というのがちょっと気になりました。

また次回くらいにここが出てくるんですね。検討していただいて、次回があるんですね。今年度、次回があるんですね。

【事務局（丹羽課長）】

そうですね。次回、パブリックコメントの（案）を見ていただくという形になります。

【瀬口会長】

ここもちょっと詰めていただいて出してください。

それからもう1つ気になっていたのは、小牧というと桃が有名ですよね、きっと。桃花台という団地があるぐらいですから。

54ページの景観重要樹木に、桃というのはあるんですか。桃はない。指定はしていなくても、小牧市にとって重要な樹木は桃という認識はないんですかね。その辺がちょっと気になって。

あるいは、社寺の中に大きな立派な松の木があるとかイチョウの木があるとかいうのを将来景観重要樹木にして、既に保存樹木と保存樹林があるかもしれませんけれども。——あるんですか。

そうすると、それをここに書いておくと、そのものが景観重要樹木になる。

【木村委員】

先ほどの薬師川と木津用水が合流するあたりですけれども、県の指定文化財の清流亭の藤があるんです。

【瀬口会長】

前回出ましたね。

【木村委員】

今は工事もあって、絵的にもいい写真が撮れない状況なので、今回それを見送られたのかなと私は思っています。

【瀬口会長】

どうですか。清流亭の藤棚。前回議論があつて。

写真も検討していただけますよね、もうちょっとね。

どうぞ。

【事務局（丹羽課長）】

候補としては、次ページ、54 ページの、今載せているのは、大草のマメナシ。これは愛知県の天然記念物になっているものですが、事例としては、そういった形で載せているような状況です。

先ほどの清流亭の藤棚の件については、今後の様子を見てという形になると思います。

【瀬口会長】

53 ページの景観重要建造物と景観重要樹木というのは、文化財として指定されているものの外側というか、そういうイメージですか。

だから、もう市の指定とか国の重要文化財になっているものを景観重要建造物として指定してもいいけれども、そうじゃないものを幅広く指定して行って、皆さんに大切にもらう。

景観重要建造物の期限ってありましたっけ。指定の期限。ずっといく。

期限はない、あるの。一回指定したら、永遠に景観重要建造物ですか。

【事務局（丹羽課長）】

一度確認させてください。

【瀬口会長】

建物がなくなるまでかどうかね。

景観重要建造物はいっと緩やかだと思うんです。登録有形文化財も緩やかだけれども。その辺を使い分けて、歴史的建造物をできるだけ大切にすると市民に思っていたきたいという趣旨だと思うのね。都市によっては、これは法律に基づくものだからもうちょっと緩やかな指定をしようぜというところもあるんです。

名古屋市か、景観重要何とか、地域資産だとか——ちょっと名前が出てきませんが、それは指定して。審議会で認定するものと登録だけするものとあって、何百棟と指定したんです。それを持っている人は大切にしてくれる。駄目な場合はなくなっていくんですけど。

だから、そういうふうに考えるかどうかということの手始めだから、景観重要建造物についてももうちょっと気軽に指定できるなら、調べていただいて、できるようでしたら増やしていただくと、お寺さんの建物とか何かを大切にしてもらえるものが多いんじゃないかなと思うんですね。

【木村委員】

まちづくりの計画上、例えば老朽化によってどうしても取り壊さなければいけないとか、あとは都市計画上この樹木を撤去しなければいけないというときに、逆に、こういった縛りがあるとちょっと難しくなるのかなという懸念はあるんですけども、いかがでしょうか。

【瀬口会長】

それは調べてくださいね。

枯れてしまったりした場合、解除していますけどね、木の場合は。

どうでしょうか。

【事務局（丹羽課長）】

その辺が、先ほど会長が言われた制限、気軽にできるかどうかというところと制限がどれくらいのも

のかというバランスを考えていきたいと思います。

【瀬口会長】

歴史的風致建造物なんかは期限があったよね。10 年なら 10 年って。その間は大切にしてもらって、それが終わったら違うというのがあるんですけども。

だから、10 年でも 20 年でも大切にもらえるのはいいことだと考えるかどうかですね。

小牧市の景観をどうするかということですので、より深く考えていただけるとありがたいです。

あとはどうでしょうか。何かありますか。

お願いします。

【事務局（丹羽課長）】

先ほどの会長から少し色彩の基準の件について、数値化がどうかというご意見にお答えしていなかったと思ひまして。

良好な景観を維持していくためには、より詳細な基準等を設けるべきかなということも考えているところでありまして。そういった中で、先ほど来ありました景観重点区域内の色合い等の数値化基準については、事務局としても進めるべきかなとは思ひます。

景観重点区域についても、お地元、住んでいる方がおみえになりますので、そちらのご意見も少し伺いながら検討していきたいなということは考えております。

以上です。

【瀬口会長】

地元の方がいらっしゃるわけで、合意できる方法でまとめていくことができれば。

ありがとうございます。

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、日程 2 のその他でございます。

事務局から何かありましたら、お願いいたします。

お願いします。

【事務局（馬庭係長）】

その他といたしまして、4 点ご連絡させていただきます。

1 点目としまして、本審議会の会議録でございますが、会議終了後、事務局で作成し、委員の皆様にご確認をお願いさせていただきます。

その後、瀬口会長及び本日の議事録署名者でありますお二人にご署名をいただき、市のホームページにて公開させていただきます。

2 点目としまして、今後のスケジュールについてでございます。

第 2 回目の審議会を 10 月頃に開催を予定しております。その後、11 月ごろにパブリックコメントを実施し、その後、第 3 回目の審議会を経て、年度末の計画の公表を予定しております。第 2 回審議会の日程が決まりましたら、開催通知をメールにてご案内させていただきますので、よろしくお願いいたします。

3点目といたしまして、熱中症予防に関するお願いです。

これからの季節、暑さがますます厳しくなっています。熱中症予防のために、エアコンや扇風機の利用、小まめな水分補給、適度な休息を取るなどし、熱中症対策を心がけていただきますようお願いいたします。

最後に、交通安全についてのお願いであります。

交通事故を決して他人事と思わず、日頃から気をつけていただくようお願いいたします。横断歩道は歩行者優先であり、車を運転される際には、横断歩道の手前では速度を落とし、歩行者などの早期発見に努めていただきますようお願いいたします。

事務局からは以上となります。

【瀬口会長】

ありがとうございました。

ほかにはよろしいですか。

本日、皆様方全員からご意見をいただきました。ありがとうございました。次회가 10 月頃を予定しているということで、本日のご意見をまた検討していただきたいと思います。

それでは、その他、全体を通して何か、皆様からあればお伺いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

咤激励、よろしいですか。

やっぱり身近なところから。私は個別のことは知らないのですが、さっきの道が考え方として言っているのもちょっとバッティングするところはあるかもしれませんが、基本的には身近なことから意見をどんどん意見を言ってもらったほうが現実味が増しますので、ありがとうございました。

なければ、以上をもちまして本日の日程を全て終了させていただきます。

これをもちまして、令和6年度第1回小牧市都市景観審議会を閉会させていただきます。ありがとうございました。